

【お知らせ】

一般名処方について

一般名処方とは医師がお薬の商品名を指定せず、一般的な名称(有効成分の名称)で処方することです。当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しく患者さんの手元に届かない医薬品が存在しており、このような状況を踏まえて特定の医薬品を指定するのではなく、医薬品の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品が供給不足した場合にも、調剤薬局から患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなるためです。

一般名処方についてご不明な点などがございましたら、当院職員までご相談ください。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬を提供しやすくなります。

例)

処方箋の記載例 【般】エナラプリルマレイン酸塩錠 5mg

調剤薬局で選択可能なお薬

(先発医薬品) レニベース錠 5

(後発医薬品) エナラプリルマレイン酸塩錠 5mg「トーフ」
 エナラプリルマレイン酸塩錠 5mg「ファイザー」
 エナラプリルマレイン酸塩錠 5mg「杏林」等

令和6年5月1日
岩手県立遠野病院長